

行政に伝えた意見に対する行政の対応方針

No.	開催日等	意見等	当日の回答等	行政の対応方針（令和4年7月時点）	関係課
(1) 10	R4.5.11清里区	牧区の灯の回廊は、当初地域住民が望んでやった事業ではなく、市から話があって進められてきている。実際にやってみたら、交通整理などに費用がかかることが分かった。事業を実施していくための費用の問題を検討していただきたい。	地域活動支援事業の廃止に当たって、「元気事業」の活用ができることが広報されている。代替のやり方や補助事業もあると思うので、検討していただきたい。潰すわけではないので、まずは自分たちの地域をどうしていくのかを地域で話し合っ、提言すれば大丈夫だと思う。ぜひ地域で議論をしていただきたい。	灯の回廊については、安塚区、大島区の自主的なイベントとして始まり、その後、上越市の冬の一大イベントとして、イメージプロモーションと市内外からの誘客を目的に、浦川原区、牧区、高土区、名立区と、この間、地域の皆さんのご理解とご協力の下、エリアを拡大してきました。灯の回廊は、大勢の地域の皆さんが協力し合い、準備から運営までを主体的に行う、文字通り手作りのイベントであると位置付けていることから、「元気事業」等の活用を見据えた今後の在り方について、地域で検討していただきたいと考えています。市は、引き続き全体調整や情報発信、キャンドル等の購入、運営のサポートを行っていきます。	観光交流推進課
(2) 14	R4.5.9三和区	消防団の団員不足が深刻化している。自主防災組織を更に活用することによってそれを補うことができるのではないか。自主防災組織には消防団のOBも入っている。消火栓の取扱い等を含めて検討頂きたい。	団員不足から生ずる課題をどうするかについては、様々な方法があると思うが容易ではない。地域内で協力していかなければならないが、最終的には行政の責任であると思っている。消火栓の（団員以外の操作）扱いや器具置き場のあり方等、きちんとした方針があるかといえば、（滝沢総務委員長個人としては）まだ無いように思える。	水圧の高い水道管に直結した消火栓からの放水時には、予想外の水圧による筒先の反動やホースの飛び跳ねによる事故が発生する恐れがあるため、筒先の保持には日頃からの訓練が必要となります。また、実際の火災現場では、火元近くの熱が800度以上になることもあり、防火衣等の装備をせずに消火活動を行うことは大変危険であることから、消火活動は普段から訓練を積んでいる消防署や消防団に任せていただき、一般市民による消火栓の使用を遠慮いただいています。	危機管理課
(3) 15	R4.5.9三和区	防災・地震について提言したい。高田平野の東縁断層帯の危険度をなせもっと注視しないのか。地震についての危険度をもっと市長に知らせて欲しい。県にも進言して欲しい。また、ハザードマップ等によって市民にも示して欲しい。	東縁断層、西縁断層の危険度は認識している。行政に伝える。	高田平野東縁断層について、市では「上越市地域防災計画」において市のアセスメント調査の結果を踏まえて被害想定しており、「上越市民 防災ガイドブック・避難所マップ」に地震想定を公表し、防災講話等を通じて市民周知に努めているところです。また、この度新潟県が実施しました地震被害想定調査（令和4年3月公表）では、高田平野東縁断層の調査は実施されませんでした。市では次回の地震被害想定調査の際には調査対象に加えていただけるよう、機会を捉えて要望していきたくと考えています。 なお、「上越市民 防災ガイドブック・避難所マップ」の次回更新時には、令和3年度の県の調査結果も含めて記載する想定地震断層を検討し、見やすさも工夫したいと考えています。	市民安全課 危機管理課
(4) 16	R4.5.11清里区	昨冬の降雪に伴う災害救助条例適用について、清里区は他地域に比べて、1～2日遅れて条例の適用となった。県の基準を見直す必要があると考えており、市議会としても県に要望してほしい。過去のデータや資料はあるはずだ。	行政側に伝える。	新潟県災害救助条例の適用は、予め指定された観測点における午前9時時点の積雪深を基に、旧町村単位で適用の判断が行われます。清里区には、清里区総合事務所、榑池地域生涯学習センター、旧青柳分校の3つの観測点があり、3地点の平均積雪深で条例の適用基準が設定されています。 令和4年の大雪については、2月22日に中郷区の平均積雪深が適用基準に達し、県条例が適用されましたが、同日の清里区の平均積雪深は248cmで、適用基準の303cmまで達していない状況でした。その後、2月24日に適用基準に達したため、同日、安塚区、大島区とともに県条例が適用されたものです。	危機管理課
(5) 19	R4.5.8頸城区	令和4年3月定例会で上野議員が行った公の施設に関する一般質問において、市長が「福祉施設を存続しても人口は増えない」と答弁しているが、啞然とした。住みよくて、暮らしに満足度のある街には人が集まってくるのではないかと。福祉関係の温浴施設を廃止するという一言で片づけるのはいかがなものかと思った。この市長の言葉が、「直江津に商店街はない」などの言葉に結び付いたのではないと思う。市民の価値観も大事にしてもらいたい。	ご意見としてお聞きする。	令和3年2月に策定した第4次公の施設の適正配置計画において、「引き続き協議」とした温浴施設については、民間活力を活用するなど、地域外の人が訪れ、地域に利益を生み出すような施設などへの利活用を前提とし、民間需要調査を行い、その結果を踏まえ、地域の皆さんと協議を重ね方向性を決定していくこととしています。 温浴施設は、合併前の旧市町村時代に整備され、地域住民の皆さんにとっては思い入れがある施設であることから、施設の方向性について、地域協議会を始め地域の皆さんの理解と納得が得られるよう丁寧に協議を進めていきます。	行政改革推進課

行政に伝えた意見に対する行政の対応方針

No.	開催日等	意見等	当日の回答等	行政の対応方針（令和4年7月時点）	関係課
(6) 22	R4.5.12高 田区	3月25日、心のバリアフリーでつくし工房の方などのお話を聞いた中で、作業工賃が安いという意見があり、何か支援ができないかと思った。5月9日には、放課後デイサービスSoraで頑張っている若い職員の話聞いた際に、まだまだ事業の取組が知られていないため、もっと周知が必要であるとの意見があった。地域共生型デイサービスよいさは、仲町の町屋を借りて事業に取り組んでいるが、そのような事業所に対して支援をお願いしたい。	どのような公的支援がされているか等を確認し（後日、発言者に連絡済）、行政へご意見があったことを伝えたい。	全国的にも課題となっている就労支援事業所における工賃について、本市においては工賃向上に向け、市内共同受注団体への活動補助や市役所内の発注拡大に取り組んでいるところであります。 Soraについては、呼吸器等の医療ケア児の受入れを実施いただくなど、本市において重要な事業であると認識しており、ふくしハンドブックへの掲載や市専門職、相談支援専門員を通して、引き続き必要な方に必要な情報が届くよう取り組んでいきます。 介護事業所に係る支援策については、国、県、市による施設整備や開設準備等に対する各種支援制度はありますが、現在、地域共生型デイサービスよいさのような、地域密着型通所介護事業所を対象とする支援制度はないことから、介護事業所に対する先進的な支援策について、情報収集を行っていきたくと考えています。 また、町家を活用して実施する事業に対する支援については、中心市街地やまちなかの一部区域において、空き店舗等への出店や事務所開設の際、改装費の一部を支援する制度を設けています。このほか、事業継続のための経営に関する個別相談会を開催していますのでご利用ください。	福祉課 高齢者支援課 商業・中心市街地活性化推進室
(7) 23	R4.5.12高 田区	忠霊塔の慰霊祭は、遺族会が主催していることを知り驚いた。遺族会の方が亡くなってしまったら終わりである。市が主催すべきと考える。	ご意見としてお聞きする。	連合遺族会の事務局である上越市社会福祉協議会と、今後の方向性について協議していきます。 (5月28日に一回目の情報交換を実施)	福祉課
(8) 30	R4.5.9三 和区	市道改良について、現在は「点数制」を軸に、公平性を担保しつつ進められていることは承知している。その点数は、交通量がかなりのウエイトを占めているようだが、「危険度」も大切ではないかと思う。現状の点数制が果たして適切なかを委員会の中で検討し、チェック機能を果たして欲しいと思うがどうか。千葉県八街市での事故を契機に、通学路の点検がなされたと思うが、その結果があまり公表されていないように感じる。通学路の表示にしる、安全確保のための対策にしる、スピードの規制にしる、「金がない」ではなく、地域の実情に応じた次善策を講ずることが地域に密着した道路行政であり、そうしたチェック機能を委員会が果たさなければならないのではないかと思うがどうか？	市道の総延長は相当な長さになる。おっしゃる通り市道改良をどのように進めていくかはなかなか難しい事である。それは十分に認識しているため、委員会の方でもしっかりと議論を進めていく。市道改良は公平性を担保するために点数制が進められているが、単にそれのみで進められているわけではない。地域状況を加味して加算減算の方式を取り、より公平性が保たれるよう努めている。	市道改良路線につきましては、交通量だけではなく、緊急性（危険度含む）、効率性、必要性等様々な観点から評価を行い、道路整備計画の登載路線を決定しています。 また、評価方法については上越市ホームページで公表するとともに、計画策定時には農政建設常任委員会委員の意見を伺った上で策定しており、次期道路整備計画に際しても、同様の手続を経て策定していくこととしています。 通学路点検につきましては、「上越市通学路安全対策プログラム」に基づき毎年実施され、その結果や対応状況を上越市ホームページで公表していますのでご確認いただきたいと思えます。 (参考) 令和3年度通学路合同点検概要 ・点検実施箇所数 58箇所 ・対策必要箇所数 75箇所（合同点検未実施箇所含む）	道路課 学校教育課
(9) 31	R4.5.8頸 城区	市内企業雇用促進事業でU・I・Jターナー者への支援を行っているが、それだけではなく、以前から市内で頑張っており、若者世代に対しても、同様とまでは言わないが、何かしら助成があるとありがたい。	コロナ関連の助成は、創業スタートアップ支援や農業者への支援など、テーマ毎にいろいろある。状況によってどのような支援が適切か判断することになる。なかなか市の支援策が知られていないところもあるため、工夫が必要と考える。	市内企業への就業を促進するため、賃貸住宅に居住するU・Iターナー者に対し、家賃の一部を支援しています。この制度は市内居住者で就職のため親元を離れ、一人暮らしをする場合も支援の対象としており、市内の事業所が集まる機会を捉えて制度説明を行うとともに、市ホームページで周知を図っています。	産業政策課
(10) 32	R4.5.9三 和区	「移住・就業支援金」について、東京圏ではこの事業をどの程度アピールされているのか。サービス業に勤めておられるシングルマザーの方々が、コロナ禍で苦しい思いをされている現状がある。そうした方々を支援する意味でもアピールはするべきと考えるがどうか。	市の方ではすでにホームページ等を通じて周知を図っている。ただ、加算金については今年度予算であるため、更なる周知が必要。コロナ禍によって職に就くことが難しくなっている若いお母さん方に知って頂き、移住定住を進めていくべきと思う。市にもしっかりと伝えていく。	移住就業支援金については、市、県や一般社団法人移住・交流推進機構のホームページ及び、県等で実施する移住セミナーや移住相談会において周知を図っています。また、令和3年度から、市として子育て世帯や若者に対する独自加算を設けて実施しており、広く周知を図っているところです。 支給要件もあることから、全ての方が該当となるわけではありませんが、周りに該当となりそうな方がおられる場合は産業政策課へお問い合わせください。	産業政策課

行政に伝えた意見に対する行政の対応方針

No.	開催日等	意見等	当日の回答等	行政の対応方針（令和4年7月時点）	関係課
(11) 35	R4.5.9三和区	小学校の統合について、私の認識が間違っていないければ、地域協議会から統合を進めて欲しいという要望が出ており、5年位かけて検討するという回答であったと思う。しかし、何らスケジュールもプロセスも明確にされていない。重要な案件であるという認識を持って頂きたい。どこまで検討されていて、今後どのように進めていくのか明らかにならないと困る。	小学校の統合については、地域にとって切実な課題として、議会としても重く受け止めている。直近の例で、板倉区（学校統合の）経緯の説明を受け、閉校式・開校式等にも出させて頂き、地域の皆様の声を聞いている。様々な考えがあるが、ご指摘頂いたことを市長・教育長に伝える。ただ、市の考えは平成22年策定の上越市立小中学校適正配置基準に示されている。学校規模について適正配置基準審査委員会の意見書も出されている。子どもたちの学びの問題は非常にデリケートであり、時間はかかっても丁寧に進めていく必要があると考えている。頂いたご意見を教育委員会に伝えて、しっかり地域との話し合いを進めていくように働きかける。	学校適正配置については、平成22年度に策定した「上越市立小中学校適正配置基準」を指針とし、さらには、令和元年度に複式学級のデメリット解消を重点課題と位置付け、課題解決のための取組を進めているところです。具体的な取組として、現在、複式学級が存在している学校及び今後おおむね5年以内に複式学級が発生する見込みの学校の保護者と意見交換を行っています。意見交換では、児童生徒数の推移見込み、複式学級のメリット・デメリット等を説明した上で、子どもたちにとって望ましい学習環境を確保するための方策について意見交換を進めています。また、保護者との意見交換と並行して、地域の住民に対しても、保護者との意見交換を行っている旨を情報提供し、地域の課題として検討していただくこととしています。今後も、子どもたちの学習環境を確保するため、保護者を始め、地域との意見交換をしっかりと進めていきます。 なお、三和区の小学校の統合については、3つの小学校の保護者を始め、地域協議会、町内会長協議会、学校運営協議会と意見交換を進めており、子どもたちのよりよい学習環境の確保を目指し、統合に向けた取組を進めているところです。	教育総務課
(12) 37	R4.5.12高田区	小・中学校でGIGAスクール端末を活用しているが、本当に必要なものなのか疑問がある。大人へと成長する大事な時期に、思考停止の心配がある。どのように考えるか。	国が進めるGIGAスクール構想において取り組んでいるが、市教育委員会は、教育は人と人のつながりが大事だという考えを持っている。自宅への端末の持ち帰りについても慎重に進めてきた。道具として使いこなせるようにするための取組と捉えている。	情報技術は日々飛躍的に進歩しています。現在の社会でも、これまで人が担ってきた仕事がICT機器に置き換わることも生じています。今後更に情報化が進む社会を生きる子どもたちにとって、ICT機器を利活用する力は、働く上で、生活する上で欠かすことのできないものとなります。学校教育において、情報モラルに関わる知識や実践力、情報を活用する能力は、言語能力や問題発見・解決能力と同様に、学習の基盤となる欠かすことのできない能力として、様々な教育活動の中で育成する必要があります。 GIGAスクール構想により整備した「1人1台端末（以下、端末）」は、鉛筆や消しゴムと同様、学習に使用する道具の一つです。授業や学習の全てが端末利用に置き換わるわけではなく、学習場面に合わせて、これまでの教材教具と組み合わせて使用しています。人と人が直接顔を合わせて言葉を交わすことを大切にしながら、ICT機器の利点を生かして互いの考えを共有したり、離れた場所にいる人ともweb会議システムを使って交流したりすることができるようになり、これまで以上にコミュニケーション能力や思考力を働かせる場面が増えました。 端末をゲームや動画視聴にしか活用しない状態では、思考力や情報活用能力は向上しません。端末の整備により、これまで家庭でしか確認できなかった活用の仕方についても指導できるようになりました。端末を学習に使用する道具の一つとして有効活用できるよう取り組んでいます。	学校教育課